

## 第4章

### 施策の展開



## 第1節 高齢者の生きがいづくり支援

高齢者が生き生きと充実した生活を送るためには、趣味や生きがいを持つ必要があります。生きがいを持つことにより、健康状態の維持や介護予防にもつながることから、高齢者の生きがいづくりを支援することが重要です。

さらに趣味や生きがいづくり活動を通し、地域において役割を持ち、仲間づくりをすることで、閉じこもり予防や心身の健康にもつながります。

第9期では、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける以前の状況に戻るよう、関係団体等と協議、連携し、必要な対策を講じた上で、高齢者の生きがいづくり事業やイベントを継続して実施し、事業に取り組んでいきます。

### 1 高齢者の生きがいと創造の事業

専門講師による各種講座を開講し、高齢者が知識と経験を生かし、創造的活動と趣味を通して生きがいを高めることを支援します。趣味を生かして活動することで、日々の充実感が高まり、閉じこもり防止や健康寿命の延伸が図られます。今後も、参加者が増えるような取組を関係課と連携し、対応していきます。

#### ○事業の実施状況と見込み

|         |               | 実績    |       |              | 計画    |       |       |
|---------|---------------|-------|-------|--------------|-------|-------|-------|
|         |               | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度<br>見込み | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 陶芸      | 開催日数<br>(日)   | 96    | 82    | 104          | 104   | 104   | 104   |
|         | 受講延べ人数<br>(人) | 985   | 947   | 1,768        | 1,768 | 1,768 | 1,768 |
| 木工      | 開催日数<br>(日)   | 93    | 89    | 104          | 104   | 104   | 104   |
|         | 受講延べ人数<br>(人) | 724   | 784   | 1,040        | 1,040 | 1,040 | 1,040 |
| 手芸      | 開催日数<br>(日)   | 91    | 91    | 104          | 104   | 104   | 104   |
|         | 受講延べ人数<br>(人) | 1,049 | 1,120 | 2,080        | 2,080 | 2,080 | 2,080 |
| 七宝      | 開催日数<br>(日)   | 20    | 20    | 20           | 20    | 20    | 20    |
|         | 受講延べ人数<br>(人) | 92    | 67    | 100          | 100   | 100   | 100   |
| クラフトバンド | 開催日数<br>(日)   |       |       | 12           | 12    | 12    | 12    |
|         | 受講延べ人数<br>(人) |       |       | 168          | 168   | 168   | 168   |
| つまみ細工   | 開催日数<br>(日)   |       |       | 8            | 8     | 8     | 8     |
|         | 受講延べ人数<br>(人) |       |       | 112          | 112   | 112   | 112   |
| 合計      | 開催日数<br>(日)   | 300   | 282   | 352          | 352   | 352   | 352   |
|         | 受講延べ人数<br>(人) | 2,850 | 2,918 | 5,268        | 5,268 | 5,268 | 5,268 |

## 2 高齢者スポーツ大会

石巻市老人クラブ連合会等が主催する高齢者スポーツ大会を後援するなどし、高齢者がスポーツを通して健康の保持・増進と相互の親睦を図り、老後の生きがいを高めることを支援します。

### ○事業の実施状況と見込み

|         | 実績    |       |              | 計画    |       |       |
|---------|-------|-------|--------------|-------|-------|-------|
|         | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度<br>見込み | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 参加人数(人) | 中止    | 中止    | 1,300        | 1,300 | 1,300 | 1,300 |

## 3 敬老祝金支給事業

88歳及び100歳の高齢者に敬老祝金を支給しています。

今後も、高齢者に対する敬意を払い、長年の功績と長寿をお祝いするとともに、高齢者にとっても生きがいのひとつとなるよう、対象者の増加に対応しながら、本事業を行っていきます。

### ○事業の実施状況と見込み

|      |          | 実績    |        |              | 計画     |        |        |
|------|----------|-------|--------|--------------|--------|--------|--------|
|      |          | 令和3年度 | 令和4年度  | 令和5年度<br>見込み | 令和6年度  | 令和7年度  | 令和8年度  |
| 88歳  | 対象者数(人)  | 982   | 1,004  | 1,114        | 1,107  | 1,206  | 1,002  |
|      | 支給金額(千円) | 9,820 | 10,040 | 11,140       | 11,070 | 12,060 | 10,020 |
| 100歳 | 対象者数(人)  | 63    | 60     | 86           | 88     | 91     | 118    |
|      | 支給金額(千円) | 6,200 | 5,800  | 8,400        | 8,800  | 9,100  | 11,800 |

## 4 老人福祉センター等運営事業

### (1)老人福祉センター運営事業

地域の高齢者に対して、各種の相談に応じるとともに、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与し、高齢者同士の交流を図り、健康で明るい生活を営むことに寄与する場所として開設していきます。

今後も、施設修繕等の必要な対策を講じるなど施設の維持に努め、利用者の満足度が高まるよう指定管理者制度による効果的な運営を行います。

#### ○老人福祉センターの設置状況

| 施設名称   | 老人福祉センター寿楽荘                        | 河南老人福祉センター                                        |
|--------|------------------------------------|---------------------------------------------------|
| 所在地    | 石巻市日和が丘一丁目1番1号                     | 石巻市前谷地字黒沢前35番地                                    |
| 概要     | 図書コーナー室、娯楽室、娯楽談話室、機能回復室、集会室、会議室、浴室 | 栄養指導室、教養娯楽室、健康相談室、工作室、集会及び運動指導室、生活相談室、図書室、ゲートボール場 |
| 利用料    | 条例に基づく                             | 無料                                                |
| 管理運営主体 | 石巻市寿楽荘コンソーシアム                      | 社会福祉法人石巻市社会福祉協議会                                  |

#### ○事業の実施状況と見込み

|           | 実績     |        |              |
|-----------|--------|--------|--------------|
|           | 令和3年度  | 令和4年度  | 令和5年度<br>見込み |
| 寿楽荘(延べ人数) | 11,460 | 12,773 | 13,000       |
| 河南(延べ人数)  | 4,377  | 3,554  | 3,600        |

## (2)いきいきふれあい交流センター運営等事業

地域の高齢者に対して、介護予防、健康の増進、教養の向上、レクリエーション等のための場を供与し、高齢者福祉の増進を図るとともに、地域住民との交流の場所として開設しています。

今後も、施設修繕等の必要な対策を講じるなど施設の維持に努め、高齢者福祉の増進を図ります。

### ○いきいきふれあい交流センターの設置状況

| 河北地区   | 河南地区                                                                | 桃生地区         |
|--------|---------------------------------------------------------------------|--------------|
| 新田交流会館 | 館ふれあいセンター<br>梅木ふれあいセンター<br>和淵山根ふれあいセンター<br>俵庭ふれあいセンター<br>柏木ふれあいセンター | 永井いきいき交流センター |

## (3)老人憩の家管理等事業

地域の高齢者に対して、教養の向上、レクリエーション等のための場を供与し、高齢者の心身の健康を保持し、高齢者福祉の増進を図る場所として開設しています。

今後も、指定管理者による管理運営を続けて施設の維持に努め、高齢者福祉の増進を図ります。

### ○老人憩の家の設置状況

| 河南地区                                                   | 桃生地区                                      |
|--------------------------------------------------------|-------------------------------------------|
| 北村老人憩の家<br>和淵老人憩の家<br>砂押老人憩の家<br>三軒谷地老人憩の家<br>谷地中老人憩の家 | 城内老人憩の家<br>葉田老人憩の家<br>新田老人憩の家<br>檜崎東老人憩の家 |

#### (4)高齢者生活福祉センター運営事業

高齢者の心身の健康を保持し、ふれあいを深めるとともに、高齢者に住居を提供し、相談、指導等の援助を行う場所として開設しています。

今後も、施設修繕等の必要な対策を講じるなど施設の維持に努め、高齢者福祉の増進を図ります。

#### ○高齢者生活福祉センターの設置状況

|        |                |
|--------|----------------|
| 施設名称   | 網地島高齢者生活福祉センター |
| 所在地    | 石巻市長渡浜杉13番地3   |
| 概要     | 居住部門 定員2名×4部屋  |
| 管理運営主体 | 医療法人陽気会網小医院    |

## 5 生涯学習の推進

超高齢社会となった現在、人々が生涯にわたり生きがいを持って活躍できる社会を築いていくことが求められています。

このことから、市民の生涯を通しての学習活動を支援していくという視点に立ち、高齢期などの人生の段階ごとの市民の学習要望の充足に向け、機会の提供による生きがい支援など多様な対応を行っていきます。

## 第2節 高齢者の社会参加の促進

高齢者が今までの経験の中で培ってきた知識や技術を社会で発揮し、地域の担い手として活躍することは、高齢者の生活の張りあいを維持するだけでなく、活気ある地域づくりに資することとして重視されることです。

高齢者の社会参加の必要性を周知し、身近な社会参加の機会である老人クラブ活動への支援を充実し、各クラブの自主的な活動を支援し、積極的な地域活動への参加を促進していきます。

### 1 老人クラブ活動助成事業

老人クラブは、地域を基盤とする高齢者の自主的な組織ですが、会員数及びクラブ数が減少傾向にあるため、今後も、引き続き存在の周知を行い組織率の向上を図るとともに、高齢者の孤独感の解消と社会交流による高齢者の生きがいを高めるため、石巻市老人クラブ連合会及び各単位クラブに、活動費補助金を交付することにより自主的活動を支援します。

#### ○単位クラブ補助金の交付単価

| 区分  | 会員数         | 交付額<br>(1クラブ当たり) |
|-----|-------------|------------------|
| 適正  | 100人以上      | 70,000円          |
|     | 70人以上100人未満 | 60,000円          |
|     | 35人以上 70人未満 | 50,000円          |
| 小規模 | 10人以上 35人未満 | 34,000円          |

#### ○事業の実施状況と見込み

|                        | 実績        |           |              | 計画        |           |           |
|------------------------|-----------|-----------|--------------|-----------|-----------|-----------|
|                        | 令和3年度     | 令和4年度     | 令和5年度<br>見込み | 令和6年度     | 令和7年度     | 令和8年度     |
| 市老連<br>補助金<br>交付額(円)   | 1,425,000 | 1,363,500 | 1,328,000    | 1,328,000 | 1,328,000 | 1,328,000 |
| 単位クラブ<br>補助金<br>交付額(円) | 2,532,000 | 2,194,000 | 1,826,000    | 1,826,000 | 1,826,000 | 1,826,000 |



## 第3節 高齢者の就労支援

高齢者が今まで生活してきた中で培ってきた能力や知識・経験を生かして働くことは、高齢者の生活の張りあいを維持する上で重視されることであり、また、高齢者の就労については、生活基盤づくりだけでなく、生きがいづくりや自立支援、介護予防・重度化防止という健康づくりの面を持つことから、ハローワーク石巻、石巻市シルバー人材センター等と連携し、高齢者の就労の場を確保、提供できるよう支援します。

### 1 高齢者仕事掘り起こし会議の設置

#### (1) 就業機会の提供

働きたい高齢者への就労機会の提供のためにハローワーク石巻、石巻市シルバー人材センター等と連携し、対応していきます。

#### (2) 相談・連携体制の強化

働きたい高齢者と雇いたい事業者、雇用主をスムーズに結びつけるために、関係機関との連携を強化するための体制を確立します。

#### (3) 高齢者雇用、就労の促進

高年齢者雇用安定法の啓蒙・周知を徹底し、高齢者の働きやすい環境整備を推進します。

#### (4) 事業の検証

就業機会の提供や相談・連携体制、高齢者雇用、就労の促進などの取組について、効果検証します。

## 2 シルバー人材センター運営補助事業

石巻市シルバー人材センターの運営費等に対して補助金を交付するとともに、平成29年度より「役務業務発注における石巻市高年齢者就業機会提供団体の認定事務に関する要綱」を制定し、市内事業者の認定を実施しています。

### ○事業の実施状況と見込み

|                    |               | 実績     |        |              | 計画     |        |        |
|--------------------|---------------|--------|--------|--------------|--------|--------|--------|
|                    |               | 令和3年度  | 令和4年度  | 令和5年度<br>見込み | 令和6年度  | 令和7年度  | 令和8年度  |
| シルバー<br>人材<br>センター | 会員数<br>(人)    | 483    | 474    | 537          | 537    | 537    | 537    |
|                    | 就業延べ人数<br>(人) | 34,954 | 34,193 | 37,900       | 37,900 | 37,900 | 37,900 |



## 第1節 健康づくり事業の推進

健康寿命の延伸のために、生活習慣病の発症・重症化予防が必要であり、保健師・栄養士・歯科衛生士等による多角的な支援に取り組みます。また、関係機関と連携し、市民が自主的に健康づくりに取り組めるよう支援します。

### 1 高齢者のための健康づくり事業

「第2次石巻市健康増進計画」における高齢者の目標である「自分の健康に関心を持つ、元気な高齢者を増やします」の達成のために、保健師・栄養士・歯科衛生士等が連携し、健康づくり教室・健康相談会を開催し、自分にあったところと体の健康づくりを推進します。

#### ○事業の実施状況と見込み(健康づくり教室)

|           | 実績    |       |          | 計画    |       |       |
|-----------|-------|-------|----------|-------|-------|-------|
|           | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度見込み | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 実施回数(回)   | 115   | 123   | 320      | 330   | 340   | 350   |
| 参加延べ人数(人) | 1,390 | 1,914 | 5,400    | 5,600 | 5,900 | 6,200 |

#### ○事業の実施状況と見込み(健康相談会)

|           | 実績    |       |          | 計画    |       |       |
|-----------|-------|-------|----------|-------|-------|-------|
|           | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度見込み | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 実施回数(回)   | 113   | 115   | 430      | 440   | 450   | 460   |
| 参加延べ人数(人) | 924   | 1,050 | 1,750    | 1,800 | 1,900 | 2,000 |

### 2 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業

高齢者の介護・医療・健診データを分析して、地域の健康課題を把握します。

また、データ分析の結果から、具体的な健康課題を抱える高齢者を抽出し、必要な医療・介護サービスにつなげます。

生活習慣病重症化予防のための訪問や相談、健康状態不明者への訪問調査を行います。また、通いの場等において、医療専門職が健康教育・健康相談等を実施します。

## 第2節 介護予防・日常生活支援総合事業の推進

かつては、介護予防訪問介護及び介護予防通所介護により提供されていた専門的なサービスに加え、一般介護予防事業や住民等地域における様々な主体の参画による多様なサービスを充実し、介護予防の普及啓発をはじめ、介護予防の取組を強化するとともに、効果的かつ効率的な支援体制を整備します。

### 1 介護予防普及啓発事業

介護予防に資する基本的な知識を普及啓発するためのパンフレット等の作成・配布、出前講座や介護予防教室等の取組を進め、新型コロナウイルスの流行により低下した通いの場への参加率を向上させるよう周知を行い、できるだけ多くの高齢者が介護予防に取り組むきっかけとなるよう普及啓発に努めます。

今後は、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業を活用し、通いの場等においてフレイル(虚弱)予防等についての意識を高めるなど、介護予防に対する普及啓発を図ります。

### 2 介護予防把握事業

地域包括支援センター等で収集した高齢者実態把握票等や国保データベース(KDB)システムを活用し、閉じこもり等の何らかの支援を要する人を把握し、介護予防活動へつなげます。

### 3 介護予防訪問指導事業

療養上の保健指導が必要と認められる高齢者及びその家族に対し、指導員が訪問し必要な指導を行うことにより、心身機能の低下の防止と健康の保持増進を図っていきます。

今後は、機能訓練訪問事業など他の事業との連携を図りながら継続的な支援を行います。

#### ○事業の実施状況と見込み

|           | 実績    |       |              | 計画    |       |       |
|-----------|-------|-------|--------------|-------|-------|-------|
|           | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度<br>見込み | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 訪問実人数(人)  | 96    | 83    | 120          | 120   | 120   | 120   |
| 訪問延べ回数(回) | 1,318 | 1,244 | 1,400        | 1,400 | 1,400 | 1,400 |

## 4 軽度生活援助訪問型サービス事業

要支援者等に対し、住民等の多様な主体が、掃除、洗濯、ゴミ出し等の軽度生活援助のサービスを提供することにより、要支援者等が地域で自立した日常生活を送ることができるよう支援します。

## 5 機能訓練訪問事業

身体機能が低下し、介助なしで日常生活を営むことが困難な要支援者等に対し、看護師等が理学療法士と連携しながら、在宅において体力の改善や日常生活動作等の改善を目的とした機能訓練に係る相談・指導を短期集中的に行うことにより、当該要支援者等の日常生活を支援します。

### ○事業の実施状況と見込み

|                     | 実績    |       |              | 計画    |       |       |
|---------------------|-------|-------|--------------|-------|-------|-------|
|                     | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度<br>見込み | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 理学療法士の<br>訪問実人数(人)  | 15    | 19    | 20           | 20    | 20    | 20    |
| 理学療法士の<br>訪問延べ回数(回) | 104   | 105   | 120          | 120   | 120   | 120   |

## 6 通所型サービス支援事業

要支援者等を中心に、高齢者等の通いの場を提供する住民主体による自主的活動を支援することにより、要支援者等の社会的孤立の解消、心身の健康保持及び要介護状態の予防並びに地域の支え合い体制を推進します。

今後も、体制の維持・強化のため、関係機関等と連携しボランティア団体への啓発を図ります。

### ○事業の実施状況と見込み

|           | 実績    |       |              | 計画    |       |       |
|-----------|-------|-------|--------------|-------|-------|-------|
|           | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度<br>見込み | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 実施団体数(団体) | 1     | 1     | 2            | 2     | 2     | 2     |
| 参加延べ人数(人) | 595   | 600   | 720          | 840   | 840   | 840   |

## 7 通所型介護予防事業

65歳以上の高齢者を対象に要介護状態等にならないよう、地域包括支援センターや生活支援コーディネーター等と協働しながら介護予防全般について学び、日常生活で実践できるよう支援するとともに、住民主体の集いの場の創出に向けた支援を行います。

### (1) 介護予防はつつ元気教室

専門スタッフによる運動、口腔機能向上、栄養改善等介護予防プログラムの実施及び住民主体の自主活動へ向けた支援を実施し、通いの場の創出を図ります。

#### ○事業の実施状況と見込み

|           | 実績    |       |          | 計画    |       |       |
|-----------|-------|-------|----------|-------|-------|-------|
|           | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度見込み | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 実施回数(回)   | 60    | 96    | 96       | 96    | 96    | 96    |
| 参加延べ人数(人) | 513   | 1,114 | 1,200    | 1,200 | 1,200 | 1,200 |

### (2) いきいき100歳体操普及事業

専門スタッフによるいきいき100歳体操プログラムの実施及び自主活動に向けた支援を行い、介護予防の促進や高齢者を支え合う地域づくりを促進します。

#### ○事業の実施状況と見込み(養成講座)

|           | 実績    |       |          | 計画    |       |       |
|-----------|-------|-------|----------|-------|-------|-------|
|           | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度見込み | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 実施回数(回)   | 5     | 10    | 21       | 21    | 22    | 22    |
| 参加延べ人数(人) | 51    | 52    | 210      | 210   | 220   | 220   |

#### ○事業の実施状況と見込み(立ち上げ支援)

|           | 実績    |       |          | 計画    |       |       |
|-----------|-------|-------|----------|-------|-------|-------|
|           | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度見込み | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 実施回数(回)   | 12    | 10    | 36       | 36    | 36    | 36    |
| 参加延べ人数(人) | 137   | 151   | 780      | 780   | 780   | 780   |

### (3)地域介護予防教室

各地域包括支援センターが管轄する地域の高齢者を対象に、介護予防、権利擁護、総合相談等を取り入れた気軽に参加できる介護予防教室を実施します。

参加者各自が生活の活動性を高めることで介護予防の促進を図ります。

#### ○事業の実施状況と見込み

|           | 実績    |       |              | 計画    |       |       |
|-----------|-------|-------|--------------|-------|-------|-------|
|           | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度<br>見込み | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 実施回数(回)   | 177   | 205   | 240          | 240   | 240   | 240   |
| 参加延べ人数(人) | 2,032 | 2,508 | 3,600        | 3,600 | 3,600 | 3,600 |

## 8 地域介護予防活動支援事業

高齢者等の通いの場を提供する住民主体による自主的活動を支援することにより、高齢者等の社会的孤立の解消、心身の健康保持及び要介護状態の予防並びに地域の支え合い体制を推進します。

今後も、介護予防、社会参加を促進するだけでなく、通所型サービス支援事業への移行を図るなど、さらなる体制の整備に向けた支援を継続します。

#### ○事業の実施状況と見込み

|           | 実績    |       |              | 計画    |       |       |
|-----------|-------|-------|--------------|-------|-------|-------|
|           | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度<br>見込み | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 実施団体数(団体) | 27    | 28    | 55           | 55    | 55    | 55    |
| 登録人数(人)   | 522   | 525   | 990          | 990   | 990   | 990   |

## 9 地域リハビリテーション活動支援事業

住民主体の通いの場や個人宅に専門職(理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、薬剤師、栄養士等)を派遣し、健康づくり、介護予防のための運動指導や日常生活動作の改善等の指導を集団又は個別に行うことで、自立支援と通いの場への継続的な参加を支援します。

また、介護支援専門員が専門職と同行訪問することで、多職種の見点でアセスメント(評価・分析)が行われ、在宅生活への支援が図られています。

### ①個別指導

個別の運動プログラムや住宅環境の改善、福祉用具の利活用等に関する相談及び指導を行います。

### ②集団運動指導

住民主体の集いの場において専門職が効果的な運動指導を行い、フレイル(虚弱)予防など、健康づくりへの安全で効果的な運動指導を実施します。

### ○事業の実施状況と見込み

|           | 実績    |       |              | 計画    |       |       |
|-----------|-------|-------|--------------|-------|-------|-------|
|           | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度<br>見込み | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 実施回数(回)   | 281   | 460   | 450          | 450   | 450   | 450   |
| 参加延べ人数(人) | 30    | 107   | 86           | 86    | 86    | 86    |



## 10 デイサービス事業

閉じこもり等の社会的活動の低下により引き起こされる要介護状態を予防するために、生きがいデイサービスやミニデイサービス事業により、高齢者の閉じこもりを防止するとともに、社会的孤立感の解消、心身機能の維持向上を図ります。

### ○事業の実施状況と見込み

|              | 実績     |        |              | 計画     |        |        |
|--------------|--------|--------|--------------|--------|--------|--------|
|              | 令和3年度  | 令和4年度  | 令和5年度<br>見込み | 令和6年度  | 令和7年度  | 令和8年度  |
| 利用延べ人数(人)    | 11,523 | 11,119 | 18,400       | 18,400 | 18,400 | 18,400 |
| うち生きがいデイサービス | 6,091  | 5,525  | 11,000       | 11,000 | 11,000 | 11,000 |
| うちミニデイサービス   | 5,432  | 5,594  | 7,400        | 7,400  | 7,400  | 7,400  |

## 11 「食」の自立支援事業

在宅の一人暮らし高齢者等で日常の食生活において支援が必要な方に対し、食事の提供と安否確認を行うことにより、食生活の改善と健康増進及び「食」を通じて人のつながりを深め、自立した生活を送ることができるよう支援します。

### ○事業の実施状況と見込み

|          | 実績     |        |              | 計画     |        |        |
|----------|--------|--------|--------------|--------|--------|--------|
|          | 令和3年度  | 令和4年度  | 令和5年度<br>見込み | 令和6年度  | 令和7年度  | 令和8年度  |
| 利用実人数(人) | 189    | 193    | 230          | 230    | 230    | 230    |
| 延べ食数(食)  | 26,981 | 27,630 | 36,600       | 36,600 | 36,600 | 36,600 |

## 12 訪問型サービス事業

訪問介護員(ホームヘルパー)等が要支援者等の自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事の介助、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言等の必要な日常生活の世話をを行うサービスを実施します。

### ○事業の実施状況と見込み

|           | 実績    |       |              | 計画    |       |       |
|-----------|-------|-------|--------------|-------|-------|-------|
|           | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度<br>見込み | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 利用者数(人/月) | 617   | 617   | 598          | 604   | 610   | 616   |

## 13 通所型サービス事業

要支援者等がデイサービス等に通い、入浴・食事の提供とその介助、生活等についての相談・助言及び健康状態の確認等、日常生活の世話と機能訓練を受けるサービスを実施します。

### ○事業の実施状況と見込み

|           | 実績    |       |              | 計画    |       |       |
|-----------|-------|-------|--------------|-------|-------|-------|
|           | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度<br>見込み | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 利用者数(人/月) | 1,414 | 1,459 | 1,472        | 1,516 | 1,562 | 1,608 |

## 第1節 高齢者の生活支援の充実

高齢になると、日常生活の中で困難なことや不安なことが多くなっていくため、一人暮らし高齢者等の日常生活を支援する福祉サービスの充実が重要となっています。

長期的には、最も見守りの必要性が高い一人暮らし高齢者世帯の増加が見込まれる中、引き続き、高齢者が安心して日常生活を送ることができるよう、高齢者の生活を支援するためのサービスの充実を図るとともに、より利用しやすいサービスの提供に努めます。

### 1 一人暮らし高齢者等緊急通報システム事業

在宅の一人暮らし高齢者等に対し、家庭用の緊急通報装置を貸与し、緊急事態における迅速かつ適切な対応を図ります。家庭や地域の関係性の希薄化が進む中、緊急時の連絡や安否確認の上で非常に有効なシステムであることから、緊急通報協力員を確保するとともに、高齢者や地域の支援者等へ周知を行い、新規設置者の増加を図ります。

#### ○事業の実施状況と見込み

|         | 実績    |       |              | 計画    |       |       |
|---------|-------|-------|--------------|-------|-------|-------|
|         | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度<br>見込み | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 利用者数(人) | 500   | 488   | 550          | 550   | 550   | 550   |

### 2 外出支援サービス事業

公共交通機関を利用することが困難な高齢者が通院や在宅福祉サービス等のために福祉タクシーを利用した場合、利用料金の一部を助成することにより、在宅高齢者の外出する機会を増やし、高齢者の生活支援や介護者の負担軽減を図ります。

現状のサービス体制は継続しつつ、利用者数の推移を注視して、必要に応じて新たな事業者の確保等を検討します。

#### ○事業の実施状況と見込み

|           | 実績    |       |              | 計画    |       |       |
|-----------|-------|-------|--------------|-------|-------|-------|
|           | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度<br>見込み | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 利用延べ件数(件) | 913   | 953   | 1,044        | 1,115 | 1,115 | 1,115 |

### 3 訪問理美容サービス事業

在宅の一人暮らし高齢者等で理容院や美容院へ出向くことが困難な方に対し、理容師等が直接自宅へ出向いて理美容サービスを提供することにより、心身ともに快適で衛生的な在宅生活の支援を行うとともに、介護者の負担の軽減を図ります。

今後も、地域包括支援センターや介護サービス事業所と連携してサービスの周知を図ります。

#### ○事業の実施状況と見込み

|           | 実績    |       |              | 計画    |       |       |
|-----------|-------|-------|--------------|-------|-------|-------|
|           | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度<br>見込み | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 利用延べ件数(件) | 62    | 39    | 53           | 43    | 43    | 43    |

### 4 高齢者日常生活用具給付等事業

一人暮らし高齢者等が自立した生活を送ることができるよう、各日常生活用具を給付し、日常生活の便宜を図ります。

今後も、地域包括支援センターや介護サービス事業所と連携してサービスの周知を図ります。

### 5 寝具洗濯乾燥消毒サービス事業

在宅の一人暮らし高齢者等で老衰、心身の障害、傷病等により衛生管理が困難な方に対し、寝具の洗濯、乾燥及び消毒のサービスを提供することにより、高齢者の衛生的な在宅生活の支援を図ります。

今後も、地域包括支援センターや介護サービス事業所と連携してサービスの周知を図ります。

## 6 高齢者保護措置事業

原則として65歳以上の高齢者であって、身体上、精神上、環境上等の理由や経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難な方を老人福祉法の規定により養護老人ホームへの入所の措置をしていきます。

今後も、在宅での生活が困難である高齢者へ必要な措置を実施し、対象者が生きがいを持ち、健全で安らかな生活を営むことができる環境の整備に努めます。

### ○入所措置の状況と見込み

|         | 実績    |       |              | 計画    |       |       |
|---------|-------|-------|--------------|-------|-------|-------|
|         | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度<br>見込み | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 万生園(人)  | 63    | 64    | 64           | 64    | 64    | 64    |
| ひばり園(人) | 17    | 15    | 15           | 15    | 15    | 15    |
| 松寿園(人)  | 1     | 1     | 1            | 1     | 1     | 1     |
| 合計(人)   | 81    | 80    | 80           | 80    | 80    | 80    |

### ○事業の実施状況と見込み

|                      | 実績    |       |              | 計画    |       |       |
|----------------------|-------|-------|--------------|-------|-------|-------|
|                      | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度<br>見込み | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 判定委員会<br>入所審査対象者数(人) | 12    | 12    | 13           | 13    | 13    | 13    |
| 養護老人ホーム等<br>入所者数(人)  | 14    | 8     | 13           | 13    | 13    | 13    |

## 7 養護老人ホーム

老人福祉法が規定する養護老人ホームは、本市には、「養護老人ホーム万生園」がありますが、維持管理及び運営は、社会福祉法人こごた福祉会が適正に実施しています。

今後も、こごた福祉会と連携し、引き続き必要な支援を行います。

## 第2節 高齢者権利擁護・虐待防止体制の充実

判断能力の低下や認知症の症状から、虐待等により人権や権利が侵害されるリスクが高まる可能性があるため、高齢者の権利を守る体制づくりが重要となっています。

高齢者の虐待に迅速に対応するため、総合相談センターにおいて、各関係機関と連携を図りながら支援しています。

虐待は、早期発見・早期対応が重要であることから、今後も、地域包括支援センターに配置する社会福祉士を中心として高齢者の権利を守るための体制を整備するとともに、関係機関と連携し、地域で見守る体制の充実を図ります。また、成年後見制度の周知と普及、総合相談センターの職員等の専門性の強化を図ります。

### 1 成年後見制度利用支援事業

判断能力が不十分な認知症高齢者等の福祉の増進を図るため、市長が家庭裁判所に対して成年後見、保佐及び補助の開始に係る審判の請求等を行います。

#### ○事業内容

|        |                                                                                                                                                                                                      |
|--------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 対象者    | 次の要件をおおむね満たした方<br><ul style="list-style-type: none"> <li>・事理を弁識する能力の程度が低い方</li> <li>・生活状況及び健康状況が不十分である方</li> <li>・配偶者及び四親等内の親族による保護の可能性が低い方</li> <li>・行政等が行う各種施策及びサービスの利用並びに日常生活上の支援が必要な方</li> </ul> |
| サービス内容 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・審判の請求に要した費用を市が負担する。</li> <li>・成年後見人、保佐人及び補助人への報酬に関し、助成金を交付する。</li> </ul>                                                                                     |

#### ○事業の実施状況と見込み

|       | 実績    |       |              | 計画    |       |       |
|-------|-------|-------|--------------|-------|-------|-------|
|       | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度<br>見込み | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 後見(件) | 11    | 8     | 8            | 8     | 8     | 8     |
| 保佐(件) | 1     | 3     | 1            | 1     | 1     | 1     |
| 補助(件) | 0     | 1     | 1            | 1     | 1     | 1     |

## 2 高齢者虐待への組織的対応

高齢者虐待の対応に関し、平成25年度に「虐待防止センター(現在の総合相談センター虐待防止係)」を設置しました。複合化する虐待事案に対して下表の各関係機関と緊密な連携を図りながら、専門の異なる関係課職員がケース会議に参加し、各専門スキルを出し合うことで迅速かつ適切なトータルサポートを組織的に実施しています。

近年、認知症高齢者の増加とともに、問題が複合化した困難ケースが増加していることから、引き続き関係機関が一体となって高齢者虐待対応体制の連携強化を図り、虐待を受ける高齢者の保護及び権利擁護並びに養護者への支援を組織的に対応していきます。

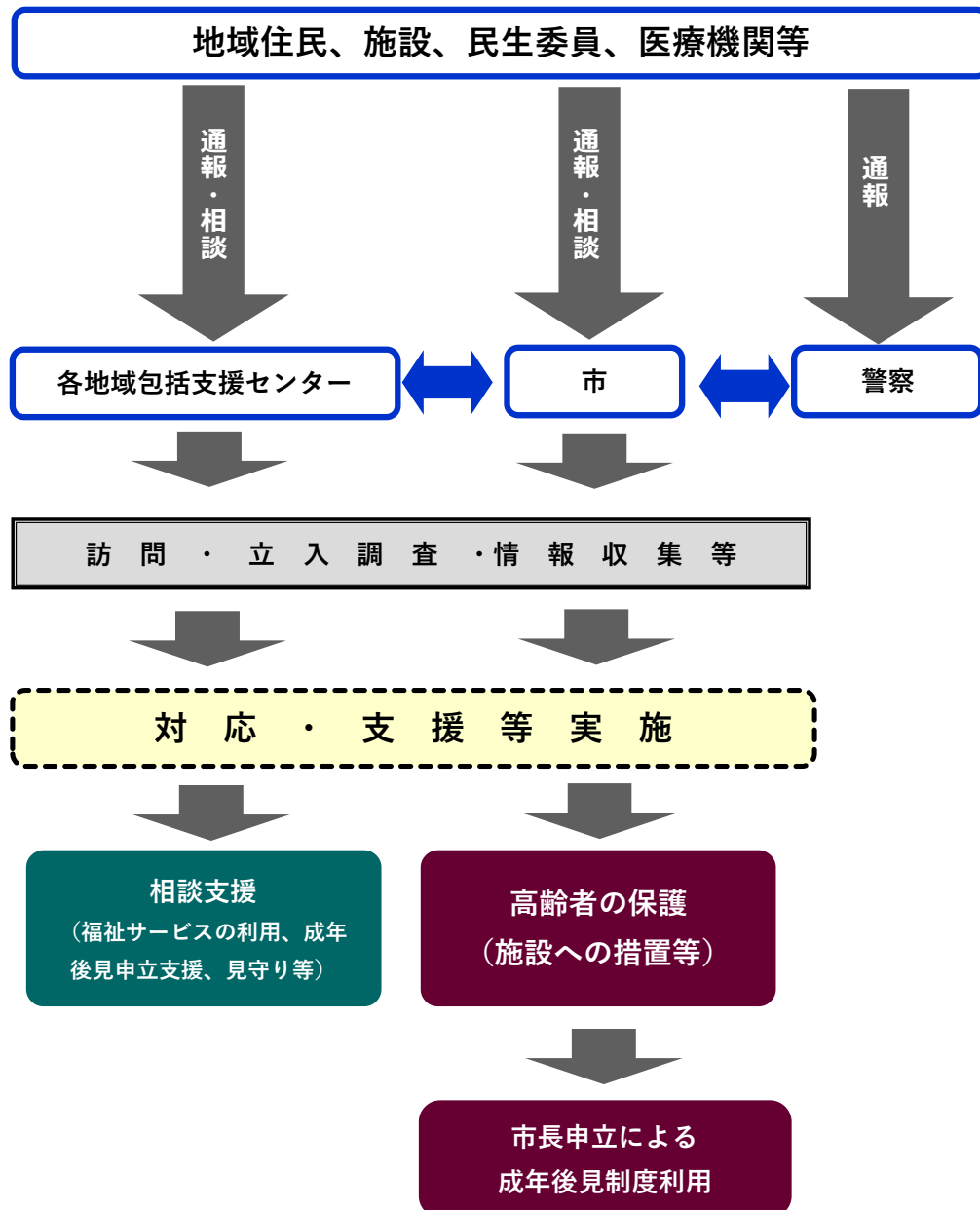
### ○連携機関・団体等

|        |                                                                                                                                                                                                               |
|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 主な関係機関 | 石巻市高齢者施策担当課<br>石巻市地域包括支援センター<br>石巻警察署・河北警察署<br>特別養護老人ホーム・養護老人ホーム<br>石巻市医師会・桃生郡医師会<br>仙台弁護士会<br>宮城県司法書士会石巻支部<br>特定非営利活動法人宮城福祉オンブズネット「エール」<br>リーガルサポート宮城県支部<br>石巻市社会福祉協議会<br>石巻市民生委員・児童委員協議会<br>権利擁護センターぱあとなあ宮城 |
|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

### 3 高齢者虐待対応体制

本市で発生する高齢者への虐待に対しては、地域包括支援センターと連携を図り、関係機関が一体となって適切かつ迅速な対応に努めます。

■連携フローチャート





### 第3節 高齢者の居住環境の充実

元気な高齢者はもとより、介護が必要となっても、家族の介護やサービスを受けながら住み慣れた環境で暮らし続けることができるように環境整備が求められています。

高齢者個々の生活環境や身体状況に応じて、手すりの取付けや段差の解消など、快適な生活になるよう支援しています。

住み慣れた自宅がより良い居住環境となるよう、一人一人の生活環境や身体状況に応じた居住環境の支援を行います。

#### 1 住宅改修・福祉用具利用の支援

自宅での手すりの取付け等が高齢者一人一人の生活機能に合わせた改修となるためには、一般の住宅改修とは異なる専門的な視点が求められることから、介護支援専門員による相談・指導等の住宅改修に係る支援が必要です。そのため、本市では介護支援専門員が住宅改修費の支給の申請に係る理由書を作成した場合に発生する経費の助成を行っています。

また、高齢者個々の生活環境や身体状況に応じた福祉用具を利用することでも、高齢者の自立を促し、毎日の生活を快適に過ごすことが可能になります。

このことから、適切な利用方法の指導や情報提供による福祉用具の普及・啓発を行い、高齢者の自宅での生活支援の推進を図ります。

#### ○事業の実施状況と見込み

|                     | 実績    |       |              | 計画    |       |       |
|---------------------|-------|-------|--------------|-------|-------|-------|
|                     | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度<br>見込み | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 住宅改修<br>理由書作成助成数(件) | 4     | 3     | 3            | 3     | 3     | 3     |

## 2 バリアフリー住宅普及促進事業

身体状況に応じた住宅の改良に要する費用に対して助成を行い、高齢者が居宅において安心して住み続けられるよう支援します。

今後は、事業者の選定や申請後の審査など、利用者の負担軽減について検討します。

### ○助成内容

|        |                                                 |
|--------|-------------------------------------------------|
| 改良工事内容 | 手すりの取付け、段差の解消、引き戸等への扉の取替え、洋式便器等への便器の取替え等        |
| 助成内容   | 市民税非課税世帯において、住宅の改良を行った対象経費の9割を助成（要支援及び要介護者は対象外） |

## 3 高齢者世話付住宅事業

県営渡波住宅に設置されている高齢者世話付住宅に、生活援助員(ライフ・サポート・アドバイザー)を派遣し、居住者に対し、必要に応じて生活指導、相談、安否確認、一時的な家事介助、緊急時の対応等のサービスを実施します。

### ○派遣状況

|      |                   |
|------|-------------------|
| 派遣人員 | 2人<br>(1日交替・常駐1人) |
| 派遣時間 | 8:30~17:00        |

### ○事業の実施状況と見込み

|           | 実績    |       |              | 計画    |       |       |
|-----------|-------|-------|--------------|-------|-------|-------|
|           | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度<br>見込み | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 入居世帯数(世帯) | 7     | 8     | 10           | 10    | 10    | 10    |

## 4 有料老人ホーム等設置状況の把握

有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅が増加し、多様な介護ニーズの受け皿となっている状況を踏まえ、県と連携してこれらの設置状況を把握するとともに有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の質の確保を図る観点から、居宅サービス等の提供状況の把握や要介護認定の過程等で未届けの有料老人ホームを確認した場合は、県への情報提供を行います。

○特定施設入居者生活介護の指定を受けていない本市の有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の入居定員総数(令和5年10月1日現在)

### 事業開始済

|                                      | 施設数 | 総定員数 | 総戸数 |
|--------------------------------------|-----|------|-----|
| 有料老人ホーム(住宅型 <sup>7)</sup> )          | 14  | 248  | —   |
| 有料老人ホーム(介護型 <sup>8)</sup> )          | 0   | 0    | —   |
| サービス付き高齢者向け住宅(有料該当 <sup>9)</sup> )   | 12  | —    | 278 |
| サービス付き高齢者向け住宅(有料非該当 <sup>10)</sup> ) | 0   | —    | 0   |

### 事業開始予定

|                      | 施設数 | 総定員数 | 総戸数 |
|----------------------|-----|------|-----|
| 有料老人ホーム(住宅型)         | 0   | 0    | —   |
| 有料老人ホーム(介護型)         | 0   | 0    | —   |
| サービス付き高齢者向け住宅(有料該当)  | 0   | —    | 0   |
| サービス付き高齢者向け住宅(有料非該当) | 0   | —    | 0   |

<sup>7</sup> 要介護度が低く比較的自立した生活を送れる高齢者向けに、生活支援サービスが付いた居住施設。介護が必要となった場合、施設外の事業者が提供する介護サービスを利用することができる。

<sup>8</sup> 介護等のサービスが付いた高齢者向けの居住施設。介護が必要となっても、当該有料老人ホームが提供する介護サービスを利用して生活を継続することができるもの。

<sup>9</sup> 入居者に対する見守りサービス(安否確認・生活相談)の他に、有料老人ホームの要件になっている「①食事の提供」「②介護の提供」「③家事の供与」「④健康管理の供与」のいずれかを実施しているもの。

<sup>10</sup> 入居者に対する見守りサービス(安否確認・生活相談)のみを行うもの。

## 基本方針4 認知症施策の推進



本市では、後期高齢者の増加に伴い認知症高齢者も増加することが見込まれます。このため、認知症初期集中支援チームの設置や認知症ケアパスの普及などにより早期診断・早期対応に向けた支援を行うとともに、認知症相談や認知症カフェなど、認知症の人やその家族に寄り添う支援を行っています。

国の認知症施策推進大綱の中間評価を踏まえ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会の実現に向け、引き続き「共生」と「予防」を車の両輪として、施策を推進していくことが重要となっていることから、認知症の人の介護者への支援や情報提供、若年性認知症の人へ向けた施策等を行うことで、認知症の高齢者や介護者が安心して生活できる環境づくりを行います。

※「共生」とは、認知症の人が、尊厳と希望を持って認知症とともに生きる、また、認知症があってもなくても同じ社会でともに生きる、という意味です。  
 ※「予防」とは、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」という意味です。

### ○全国の認知症高齢者数の将来推計

|                   | 平成 27 年         | 令和 2 年          | 令和 7 年          | 令和 22 年         |
|-------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 各年齢の認知症有病率が一定の場合  | 517 万人<br>15.7% | 602 万人<br>17.2% | 675 万人<br>19.0% | 802 万人<br>21.4% |
| 各年齢の認知症有病率が上昇する場合 | 525 万人<br>16.0% | 631 万人<br>18.0% | 730 万人<br>20.6% | 953 万人<br>25.4% |

※「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」(平成 26 年度厚生労働科学研究費補助金特別研究事業九州大学二宮教授による速報値)に基づく厚生労働省資料より引用。

### ○本市の認知症高齢者数の実績と将来推計

| 日常生活自立度判定基準 | 実 績     |         |         | 見 込 み   |         |         |
|-------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
|             | 令和 3 年  | 令和 4 年  | 令和 5 年  | 令和 6 年  | 令和 7 年  | 令和 8 年  |
| Ⅱa～Ⅱbレベル    | 3,210 人 | 3,198 人 | 3,311 人 | 3,409 人 | 3,507 人 | 3,551 人 |
| Ⅲaレベル以上     | 2,083 人 | 2,038 人 | 2,262 人 | 2,315 人 | 2,367 人 | 2,397 人 |
| 認知症高齢者数     | 5,293 人 | 5,236 人 | 5,573 人 | 5,724 人 | 5,874 人 | 5,948 人 |

※担当課による推計値。各年9月末現在。判定基準は次頁参照。

<認知症高齢者の日常生活自立度判定基準>

| レベル | 判定基準                                                          |
|-----|---------------------------------------------------------------|
| I   | 何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している状態で基本的には在宅で自立した生活が可能なレベル   |
| Ⅱa  | 日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが家庭外で多少見られても、誰かが注意していれば自立できる状態    |
| Ⅱb  | 日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが家庭内で見られるようになるが、誰かが注意していれば自立できる状態 |
| Ⅲa  | 日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが主に日中を中心に見られ、介護を必要とする状態           |
| Ⅲb  | 日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが夜間を中心として見られ、介護を必要とする状態           |
| Ⅳ   | 日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする状態              |
| M   | 著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする状態                      |

## 第1節 認知症への理解を深めるための普及・啓発

認知症は誰もがなりうることから、認知症の人やその家族が地域のよい環境で自分らしく暮らし続けるために、認知症への理解を深め、認知症があってもなくても、同じ社会の一員として地域をともに創っていくことが必要です。そのため、認知症の人や家族を見守る「認知症サポーター」の養成や認知症講演会の開催、世界アルツハイマーデーや世界アルツハイマー月間の機会を捉え、認知症に関する正しい知識の普及・啓発に努めます。

### 1 認知症サポーターの養成

認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族を見守る認知症サポーターを養成し、認知症になっても安心して暮らせるまちを目指します。

引き続き、小中学校・高校や企業、金融機関等、幅広い市民を対象に認知症サポーターを拡大し、「共生」の基盤を整備していきます。

#### ○事業の実施状況と見込み(養成講座)

|         | 実績    |       |              | 計画    |       |       |
|---------|-------|-------|--------------|-------|-------|-------|
|         | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度<br>見込み | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 開催回数(回) | 11    | 14    | 20           | 20    | 20    | 20    |
| 受講者数(人) | 225   | 234   | 400          | 400   | 400   | 400   |

### 2 認知症講演会の開催

認知症の人や認知症についての正しい理解を普及するため、「支えがあるから安心できる」や「認知症の人の心に寄り添う」などをテーマとした講演会等を実施しています。

今後も、一般住民及び関係者の認知症に関する理解を深め、認知症に対する偏見を払拭し、当たり前の病気としての意識づけを図るため、講演会を開催します。

#### ○事業の実施状況と見込み

|           | 実績    |       |              | 計画    |       |       |
|-----------|-------|-------|--------------|-------|-------|-------|
|           | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度<br>見込み | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 開催回数(回)   | 1     | 1     | 2            | 2     | 2     | 2     |
| 参加延べ人数(人) | 101   | 78    | 200          | 200   | 200   | 200   |

## 第2節 認知症の人と家族への支援

本市では、後期高齢者の増加に伴い認知症高齢者も増加することが見込まれます。このため、認知症初期集中支援チームの設置や認知症ケアパスの普及などにより早期診断・早期対応に向けた支援を行うとともに、認知症相談や認知症カフェなど、認知症の人やその家族に寄り添った支援を行っています。

### 1 認知症相談の実施

地域包括支援センター(認知症地域支援推進員)等が相談窓口となり、認知症の人やその家族、介護支援専門員等からの相談を受け付け、認知症を初期段階で見出し、専門機関へつなげられるよう対応します。

引き続き、幅広い世代に対し認知症に関する相談窓口を周知することで、支援を必要とする人が相談したい時、速やかに専門機関とつながることができるよう相談体制の確保に努めます。

### 2 認知症カフェの開催

認知症カフェは、認知症の人やその家族が、地域や専門職とつながることができ、気軽に集うことができる場です。認知症に関するミニ講話を聞くなど、相談や情報交換ができる居場所として地域包括支援センター(認知症地域支援推進員等)が実施しています。

今後も、周知に努め、身近に集える場所として事業を開催します。

#### ○事業の実施状況と見込み

|           | 実績    |       |              | 計画    |       |       |
|-----------|-------|-------|--------------|-------|-------|-------|
|           | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度<br>見込み | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 開催回数(回)   | 33    | 69    | 80           | 90    | 90    | 90    |
| 参加延べ人数(人) | 259   | 1,007 | 1,000        | 1,100 | 1,100 | 1,100 |

### 3 若年性認知症への対応

若年性認知症の人やその介護者が気軽に相談や情報交換ができる場の提供として「若年性認知症当事者・介護者の会」を実施し、不安や孤独感の解消に努めています。

今後も、新しく相談したい方が参加しやすい会として運営するとともに、当事者の声を施策に反映できるように進めていきます。

#### ○事業の実施状況と見込み

|           | 実績    |       |          | 計画    |       |       |
|-----------|-------|-------|----------|-------|-------|-------|
|           | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度見込み | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 開催回数(回)   | 1     | 5     | 6        | 6     | 6     | 6     |
| 参加延べ人数(人) | 11    | 59    | 60       | 60    | 60    | 60    |

### 4 認知症初期集中支援推進事業の充実

認知症が疑われる人や専門医につなげられない人などを対象に、認知症初期集中支援チーム員会議を開催し、医療・介護サービスにつなぐ支援の検討や必要に応じて訪問を行います。

また、訪問内容を関係機関に情報提供することで、初期支援を包括的、集中的に実施し、早期診断及び早期対応に向けた支援体制の充実を図ります。

#### ○事業の実施状況と見込み

|                        | 実績    |       |          | 計画    |       |       |
|------------------------|-------|-------|----------|-------|-------|-------|
|                        | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度見込み | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 会議検討延べ件数(件)            | 18    | 15    | 24       | 24    | 24    | 24    |
| 医療・介護サービスにつながった人の割合(%) | 57.1  | 80.0  | 65.0     | 65.0  | 65.0  | 65.0  |



## 5 認知症の早期発見・早期対応と支援

### (1) 認知症簡易チェックサイト・チェックシートの活用

本市のホームページ上に認知症簡易チェックサイトを開設しており、本人や家族それぞれの立場でいつでもチェックができ、認知症の早期発見と必要な支援につなぐ糸口になっています。

また、ホームページからアクセスできない方のためのチェックシートも作成しており、多様な形態での活用を図っています。

#### ○事業の実施状況と見込み

|          | 実績    |       |              | 計画    |       |       |
|----------|-------|-------|--------------|-------|-------|-------|
|          | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度<br>見込み | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| アクセス数(件) | 1,762 | 2,431 | 2,500        | 2,500 | 2,500 | 2,500 |

### (2) 認知症ケアパスの普及・啓発

認知症の状況に応じて、いつ、どこで、どのような医療や介護サービスなどが利用できるかの概略を示した「認知症ケアパス」を作成しています。

認知症講演会や、地域包括支援センター等の窓口で配布することにより普及・啓発を図り、認知症の人への早期の支援につなげます。

### 第3節 認知症の人と家族を地域で支える仕組みづくり

認知症の人やその家族が安心して暮らすためには、地域におけるさりげない見守り体制づくりが重要であることから、一人暮らし高齢者の安全確認や行方不明者の早期発見・保護を含め、地域での見守り体制を整備していくことが求められています。

このため、本市では高齢者をはじめ市民に対して認知症に対する正しい知識や理解を広げるとともに、認知症サポーターの養成などにより認知症の疑いが生じた場合でも必要な支援に迅速につながるよう支援しています。また、各地域包括支援センターに配置されている認知症地域支援推進員の活動を中心に、認知症の人を地域で支えるネットワークづくりを進めています。

今後も、多くの人々が認知症を身近に感じ、正しい知識と対応方法を身につけることで、認知症の人やその家族が周囲の理解と協力の下、住み慣れた地域(なじみの環境の中)で生活を続けられる仕組みづくりを進めます。

#### 1 認知症地域支援推進員活動の充実

各地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置し、認知症の人の状態に応じたサービスを提供できるよう関係機関と連携を図ります。

今後も、認知症地域支援推進員の活動の充実を図り、特に認知症の人を地域で支えるネットワーク構築等の取組を推進します。

#### 2 認知症サポーターステップアップ養成講座

実践の場で必要となる認知症に関する知識や認知症の人の気持ちに寄り添う対応方法等について学び、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりのため、認知症サポーターからステップアップした地域で活動できるサポーターを育成します。

##### ○事業の実施状況と見込み

|         | 実績    |       |              | 計画    |       |       |
|---------|-------|-------|--------------|-------|-------|-------|
|         | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度<br>見込み | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 受講者数(人) | 0     | 0     | 10           | 20    | 20    | 20    |

### 3 チームオレンジの取組

「チームオレンジ」とは、「認知症と思われる初期の段階から、心理面・生活面の支援として、市町村がコーディネーターを配置し、地域において把握した認知症の人の悩みや家族の身近な生活支援ニーズ等と認知症サポーター<sup>11</sup>を中心とした支援者をつなぐ仕組み」であるとされています。

地域の認知症の人や家族のニーズ、社会資源の状況に応じて、チームオレンジには多様な形が考えられます。

今後、各地域で認知症の人や家族と共に活動する多様なチームオレンジの取組に向けて、ステップアップ講座の充実を図ります。

### 4 徘徊高齢者等SOSネットワーク事業

認知症等により徘徊のために行方が分からなくなった高齢者等を、早期に家族の元へ帰すことを目的に、徘徊する恐れのある高齢者等を登録し、保護されたときに身元がすぐに確認できるよう、QRコードラベル等の登録証を配付しています。

さらに、徘徊する認知症の人への適切な声かけができるよう、QRコードラベルの周知や、見守り・声かけ体験を実施し、認知症になっても安心して暮らせる地域づくりを推進します。

また、早期発見のために警察や行政、民間企業や地域の人とのネットワークの充実を図ります。

引き続き、事業の普及に努め、地域における認知症高齢者等の見守りネットワークの充実を図ります。

#### ○事業の実施状況と見込み

|         | 実績    |       |              | 計画    |       |       |
|---------|-------|-------|--------------|-------|-------|-------|
|         | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度<br>見込み | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 登録者数(人) | 84    | 75    | 90           | 100   | 100   | 100   |

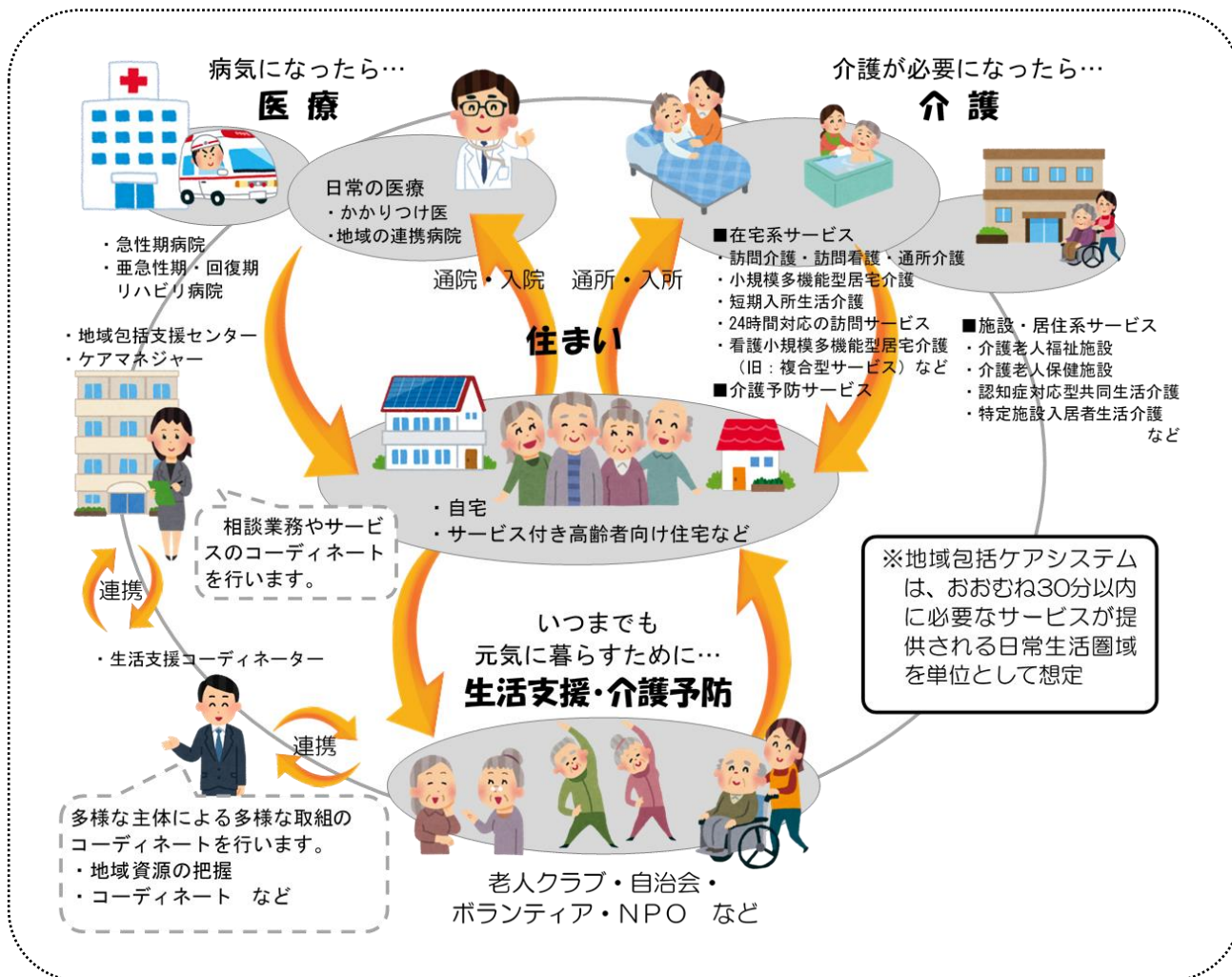
<sup>11</sup> 基本となる認知症サポーター養成講座に加え、ステップアップ講座を受講した者。

## 第1節 地域で支え合う体制の整備

高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的で、地域で包括的な支援・サービス提供体制の構築を目指してきましたが、要支援・要介護認定者や認知症高齢者の増加等により、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、様々な住民の参画による支え合いの体制を整備することが必要です。

これまで、高齢者が住み慣れた地域で安心して自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援を包括的に提供することができる地域包括ケアシステムの構築に向けて取り組んできましたが、本計画では、高齢者だけでなく障害のある方や子育て世代等も含めた地域共生社会の実現を視野に入れながら、地域包括支援センターを中核機関として地域包括ケアシステムの更なる充実を目指し、高齢者の自立支援・重度化防止に向けた取組、医療・介護の連携の推進及び多様な生活支援・介護予防サービスの体制を整備します。

■地域包括ケアシステムのイメージ図



## 1 地域包括支援センターの運営

地域包括支援センターは、身近な総合相談窓口をはじめ、地域で暮らす人たちを介護予防や医療、生活など様々な側面から支援するための中心的な機関です。

現在、本市では12か所の地域包括支援センターを設置しており、総合相談支援や介護予防のケアプラン作成、介護予防教室の実施、権利擁護事業等を実施しています。

### (1)総合相談支援事業

介護サービスだけではなく、保健、福祉、医療及び生活に関する様々な相談内容に対応するとともに、訪問等により高齢者とその家族の実態を把握し、必要なサービスにつなぐ支援を行います。

### (2)権利擁護事業

高齢者の人権や財産を守る権利擁護事業や成年後見制度等、権利擁護を目的とするサービスや制度を活用しながら、高齢者のニーズに即したサービスや機関につなぎ、高齢者虐待の防止や権利擁護のための適切な支援を行います。

### (3)包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

高齢者の地域における生活を支援するために、介護支援専門員と主治医をはじめ、多職種との連携を図り、包括的・継続的なケアマネジメントを行うための支援を行います。

### (4)介護予防ケアマネジメント事業

要支援者と介護予防・生活支援サービス事業対象者に対する介護予防サービスの提供が効果的かつ効率的に実施されるよう、ケアプランの作成とサービス利用の評価等を行います。

○石巻市地域包括支援センター(12か所)

| 名 称              | 担当地区         | 電話番号    | 住 所               |
|------------------|--------------|---------|-------------------|
| 石巻市中央地域包括支援センター  | 石巻・中央        | 21-5171 | 石巻市門脇町一丁目2番21号    |
| 石巻市稲井地域包括支援センター  | 稲井・住吉        | 93-8166 | 石巻市大瓜字箕輪17番地      |
| 石巻市蛇田地域包括支援センター  | 蛇田           | 92-7355 | 石巻市蛇田字小斎61番地1     |
| 石巻市山下地域包括支援センター  | 山下・釜・<br>大街道 | 96-2010 | 石巻市山下町二丁目1番5号     |
| 石巻市渡波地域包括支援センター  | 渡波・荻浜        | 25-3771 | 石巻市新成一丁目7番地1      |
| 石巻市湊地域包括支援センター   | 湊            | 90-3146 | 石巻市緑町二丁目1番地1      |
| 石巻市河北地域包括支援センター  | 河北           | 61-1252 | 石巻市大森字内田1番地28     |
| 石巻市雄勝地域包括支援センター  | 雄勝           | 61-3732 | 石巻市雄勝町小島字和田123番地  |
| 石巻市河南地域包括支援センター  | 河南           | 86-5501 | 石巻市鹿又字八幡前15番地     |
| 石巻市ものう地域包括支援センター | 桃生           | 76-5581 | 石巻市桃生町中津山字八木46番地3 |
| 石巻市北上地域包括支援センター  | 北上           | 61-7023 | 石巻市北上町橋浦字大須215番地  |
| 石巻市牡鹿地域包括支援センター  | 牡鹿           | 44-1652 | 石巻市鮎川浜清崎山7番地      |

## 2 地域ケア会議等の推進

地域包括支援センターが行う地域ケア会議において、多職種の協働による個別ケースの支援を通じて個別課題の解決を図るとともに、高齢者の自立支援に資するケアマネジメント支援や地域課題の把握等を行います。

また、関係機関とのネットワークを構築し、共有された地域課題の解決に必要な資源開発や地域づくりを行うことにより、高齢者が安心して住み慣れた地域で暮らせるよう支援していきます。

今後も、地域課題の解決のための資源開発や地域づくりを図るとともに、要支援者等の自立を促すための地域ケア会議を開催し、サービスの質の向上を図るとともに、高齢者の生活の質(Quality of Life)の向上を目指します。

### ○事業の実施状況と見込み

|        |           | 実績    |       |          | 計画    |       |       |
|--------|-----------|-------|-------|----------|-------|-------|-------|
|        |           | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度見込み | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 地域ケア会議 | 開催回数(回)   | 27    | 32    | 35       | 35    | 35    | 35    |
|        | 参加延べ人数(人) | 340   | 331   | 350      | 350   | 350   | 350   |

## 3 相談体制の充実

高齢になっても、住み慣れた地域で安心して暮らせる環境を確保するために、各地域包括支援センターが介護や認知症、介護予防に関する相談のほか、健康や福祉、医療に関する総合相談窓口として住民からの相談に対応しています。

各地域の保健師や地域福祉コーディネーター、社会福祉士、地域包括支援センター等で構成する多職種連携会議を通じた情報の共有を図りながら、包括的な相談支援体制を構築します。

また、総合相談センターにおいて、あらゆる相談に応じ、問題の解決に向けて必要な支援を行っていますが、複雑化・複合化した問題に対しては、関係機関等と連携し、支援体制の充実に努めます。

## 4 避難行動要支援者対策

避難行動要支援者の登録をはじめ、その情報を適切に管理・更新するとともに、避難行動要支援者情報を民生委員や町内会等に情報提供して、日頃から避難行動要支援者と地域住民との顔の見える関係づくりなどに活用することにより、災害時における避難行動要支援者の支援体制づくりを推進しています。

また、市内全体の同制度に対する理解を促進するため、毎年継続して市報等により同制度の周知を図っていきます。

## 5 地域における互助活動の推進

高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、様々な住民参画による支え合いの体制を整備することが必要です。このことから、地域住民が地域福祉活動に参加するきっかけや顔の見える関係づくりを推進していく中で、乗用車を活用した「コミュニティ・カーシェアリング」による高齢者等の移動手段の確保や、市民主体の団体が行う、身近な地域における日常生活上の助け合い活動に対して助成金を交付することで、地域住民が主体的かつ持続的な活動ができるよう支援していきます。

### ○事業の実施状況と見込み

|   |                            | 実績    |       |              | 計画    |       |       |
|---|----------------------------|-------|-------|--------------|-------|-------|-------|
|   |                            | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度<br>見込み | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 1 | カーシェア会設立<br>件数(件)          | 1     | 1     | 1            | 1     | 1     | 1     |
| 2 | 地域互助活動促進<br>助成金交付件数<br>(件) | 13    | 14    | 41           | 58    | 61    | 64    |

## 6 地域住民やボランティア等による多様なサービスの提供

高齢者が住み慣れた地域で暮らしていくためには、保健・福祉・医療・介護の各サービスを担う専門職相互の連携を強化するとともに、地域住民と地域で活動しているボランティア団体やNPO等との連携が重要です。

今後も、地域で活動する様々な団体や生活支援コーディネーターなどと連携を強化し、地域における支え合いの体制づくりを推進します。



## 7 地域づくり支援事業

「生活支援コーディネーター」の配置と「協議体」の設置により、多様な主体により高齢者を支える地域の支え合い体制づくりを推進します。

### ●生活支援コーディネーターの配置

市全域(第1層)に1人

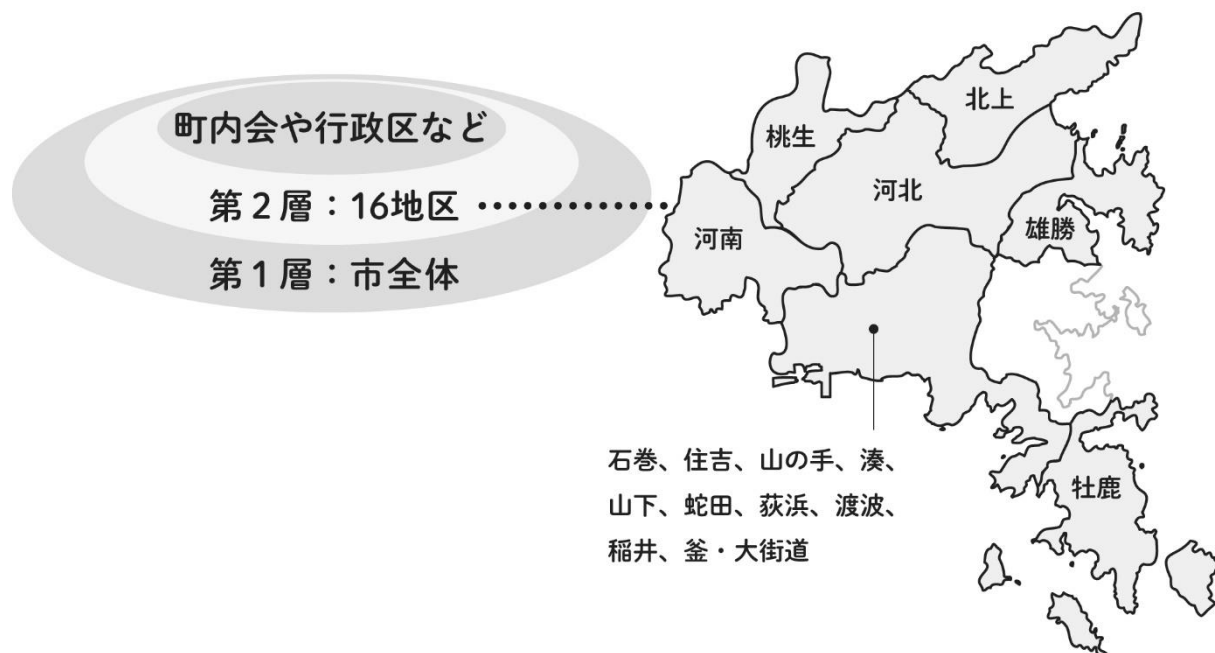
市内16地区(第2層)に13人の生活支援コーディネーターを配置しています。

### ●支え合いの地域づくりを進める「話し合いの場」の設置(第2層協議体)

地域ごとに話し合いの場が作られ、支え合いの取組が進められています。

### ○事業の実施状況と見込み

|               | 実績    |       |          | 計画    |       |       |
|---------------|-------|-------|----------|-------|-------|-------|
|               | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度見込み | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 第2層協議体開催回数(回) | 33    | 68    | 88       | 90    | 90    | 90    |



## 第2節 介護家族者への支援の充実

高齢者のみの世帯や一人暮らし高齢者世帯など最も見守りの必要性が高い世帯の増加と、それに伴ういわゆる「老老介護」、認知症高齢者が介護を行ういわゆる「認認介護」などは、社会全体の問題として取り組んでいく必要があります。また、介護をしながら働き続けることができる「介護離職ゼロ」への取組や若年介護者(ヤングケアラー)問題の実態把握なども求められています。

これまで、本市では介護者の様々な負担の軽減策として、家族介護慰労金の支給や介護用品の支給等を行ってきました。

今後も、引き続き、介護者の身体的・精神的な不安や負担の軽減と介護される本人も安心して介護を受けられるよう支援を行います。

### 1 住宅改修支援事業

住宅改修が必要な理由書を介護支援専門員等が作成する業務について、その業務に対する対価を補助金として交付しています。

今後も、本事業による介護サービスの利用促進を図り、併せて介護支援専門員等に所要の支援を行います。

### 2 高額介護サービス費貸付事業

介護サービスを利用した際の自己負担額が、上限額を超えたときは、その超えた分が高額介護サービス費として払い戻されますが、払い戻されるまでの間の資金として、その額の90%を無利子で貸し付けます。

### 3 社会福祉法人等による利用者負担軽減制度

介護サービスを提供する社会福祉法人等が、その社会的役割の一環として利用者負担を軽減することにより、介護サービスの利用促進を図ります。

#### ○事業の内容

| 対象者の要件                                                | 対象となるサービス※                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 軽減の割合                                                                                      |
|-------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|
| 世帯課税、収入、預貯金、資産、扶養、保険料納付の状況等を総合的に勘案して、生計が困難であると市が認定した方 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○訪問介護</li> <li>○通所介護</li> <li>○短期入所生活介護／介護予防短期入所生活介護</li> <li>○定期巡回・随時対応型訪問介護看護</li> <li>○夜間対応型訪問介護</li> <li>○地域密着型通所介護</li> <li>○認知症対応型通所介護／介護予防認知症対応型通所介護</li> <li>○小規模多機能型居宅介護／介護予防小規模多機能型居宅介護</li> <li>○地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護</li> <li>○複合型サービス</li> <li>○介護老人福祉施設</li> <li>○第一号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業(自己負担割合が保険給付と同様のものに限る。)</li> <li>○第一号通所事業のうち介護予防通所介護に相当する事業(自己負担割合が保険給付と同様のものに限る。)</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者負担の25%</li> <li>・老齢福祉年金受給者は利用者負担の50%</li> </ul> |

※都道府県に申出を行った社会福祉法人等が実施するサービスが対象となります。

## 4 家族介護慰労金支給事業

要介護4又は要介護5の状態にある65歳以上の高齢者を常時在宅で介護している家族の労をねぎらい家族介護者を支援するため、介護慰労金を支給します。

### ○事業の内容

| 対象者                                                                 | 支給額                |
|---------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 市民税非課税世帯で、過去1年間介護サービス(年間7日以内のショートステイの利用を除く。)を利用しなかった高齢者を介護している同居の家族 | 高齢者1人当たり<br>年額10万円 |

## 5 介護用品支給事業

高齢者を介護している家族の身体的、精神的又は経済的負担の軽減を図るとともに、高齢者の在宅生活の継続及び向上を図るため、市民税非課税世帯であって要支援又は要介護状態にある65歳以上の高齢者を在宅で介護している同居の家族の方に、介護用品を購入できる介護用品支給券を支給します。

なお、令和6年度からは介護保険法第115条の49の規定に基づく保健福祉事業として実施します。

### ○事業の内容

| 区分        | 介護用品支給券の額            | 対象となる介護用品                           |
|-----------|----------------------|-------------------------------------|
| 要支援1～要介護3 | 高齢者1人当たり<br>月額2,000円 | 紙おむつ、尿取りパッド                         |
| 要介護4・5    | 高齢者1人当たり<br>月額5,000円 | 紙おむつ、尿取りパッド、使い捨て手袋、<br>清拭剤、ドライシャンプー |

### 第3節 在宅医療・介護連携を図るための体制整備

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供し、切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築を推進していくことが重要です。

本市では、石巻市立病院や医師会などと連携し、在宅医療と在宅介護が切れ目なく提供される体制の構築に向けた取組を推進しています。

また、在宅医療と在宅介護の現状と課題を把握し検討を行うとともに、医療・介護関係者間の情報共有を支援しています。さらに、医療・介護関係者の連携支援のために市のホームページで情報提供を行っています。地域住民に対しては、出前講座の開催やパンフレットの配布などにより、在宅医療と介護の連携についての理解を促進していきます。

#### 1 地域の医療・介護の資源の把握

地域の医療・介護関係者が、照会先や協力依頼先を適切に選択、連絡できるようにするため、医療・介護関係者の連携に必要な情報を掲載した「石巻市在宅医療・介護連携ウェブサイト」を平成29年度から運用しています。

今後も、同サイトの周知と情報掲載事業所の充実を図りながら、在宅医療・介護連携の推進に資する情報の提供に努めます。

#### ○事業の実施状況と見込み

|                                | 実績    |       |          | 計画    |       |       |
|--------------------------------|-------|-------|----------|-------|-------|-------|
|                                | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度見込み | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 石巻市在宅医療・介護連携ウェブサイトの掲載事業所数(事業所) | 232   | 232   | 232      | 232   | 232   | 232   |

#### 2 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討

地域の医療・介護関係者等の参加を得て、「在宅医療・介護連携等推進会議」を開催し、在宅医療・介護連携の現状の把握と課題の抽出、事業の検討を行っています。課題の抽出に当たっては、必要に応じて、在宅医療や介護を提供している人などに対してアンケート調査やヒアリングを実施します。

今後も、「在宅医療・介護連携等推進会議」での検討を継続します。

### 3 在宅医療・介護連携に関する相談支援

地域の在宅医療・介護連携を支援する「在宅医療・介護連携相談窓口」を設置し、地域の医療・介護関係者、地域包括支援センター等からの、在宅医療・介護連携に関する相談等を受け付け、連携調整、情報提供等により、その対応を支援しています。

今後も、相談窓口の周知と相談対応者のスキルアップを図るとともに、福祉関係の相談窓口との連携を強化するなど、体制の充実を図ります。

### 4 地域住民への普及・啓発

地域の在宅医療・介護連携を推進するには、医療・介護関係者の連携だけではなく、地域住民が在宅医療や介護について理解し、在宅での療養が必要になったときに必要なサービスを適切に選択できるようにすること、さらには、終末期ケアの在り方や在宅での看取りについて理解することも、適切な在宅療養を継続するために重要です。

これまで、在宅医療・介護をテーマとした市民向けの講演会を開催し、また、市民向けに在宅医療・介護に関する情報を「石巻市在宅医療・介護連携ウェブサイト」に掲載しています。

今後も、出前講座の内容を見直しながら継続的に実施するとともに、「ささえあいセンター」の活用や地区座談会の実施等を通じて、地域住民の理解を促進する取組を推進します。

#### ○事業の実施状況と見込み

|                 |           | 実績    |       |              | 計画    |       |       |
|-----------------|-----------|-------|-------|--------------|-------|-------|-------|
|                 |           | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度<br>見込み | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 出前<br>講座        | 開催回数(回)   | 9     | 5     | 8            | 9     | 10    | 11    |
|                 | 参加延べ人数(人) | 217   | 79    | 128          | 225   | 250   | 275   |
| 市民<br>向け<br>講演会 | 開催回数(回)   | 3     | 3     | 2            | 3     | 3     | 3     |
|                 | 参加人数(人)   | 111   | 101   | 80           | 120   | 120   | 120   |

## 5 医療・介護関係者の情報共有の支援

患者・利用者の在宅療養生活を支えるために、患者・利用者の状態の変化等に応じて、医療・介護関係者間で速やかな情報共有が行われるよう、情報共有の手順等を含めた情報共有ツールを整備するなど、地域の医療・介護関係者間の情報共有を支援しています。

これまで、具体的なツールとして「石巻圏域の入退院時情報連携の手引き」、「入退院時の院内担当窓口一覧表」の作成や保険証カバーの活用等を通じて、情報共有を促進し、医療・介護関係者間の「顔の見える関係」が出来つつあります。引き続き、より速やかな情報共有が行われるよう支援を継続します。

## 6 医療・介護関係者の研修

医療と介護は、それぞれを支える保険制度が異なることなどにより、多職種間の相互の理解や、情報共有が十分にできていないなどの課題があります。

このため、多職種が連携するためのグループワーク等を活用した研修を通じて、地域の医療・介護関係者が、お互いの業務の現状、専門性や役割等を知り、「顔の見える関係」を構築するなど、現場レベルでの在宅医療と介護の連携が促進される研修を実施しています。

今後も、多職種間の相互理解や情報共有の機会として、研修会形式の実施だけでなく、カフェ形式での実施などを含め、関係者が参加しやすい機会の確保に努めます。

### ○事業の実施状況と見込み

|     |         | 実績    |       |              | 計画    |       |       |
|-----|---------|-------|-------|--------------|-------|-------|-------|
|     |         | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度<br>見込み | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 研修会 | 開催回数(回) | 2     | 2     | 4            | 4     | 4     | 4     |
|     | 参加人数(人) | 377   | 56    | 140          | 140   | 140   | 140   |

## 第1節 介護サービス基盤の整備・充実

今後も、要支援・要介護認定者や認知症高齢者の増加が見込まれていることから、自身が希望するサービスを必要なときに利用できるよう、引き続き、サービスの充実を図る必要があります。

できるだけ住み慣れた地域で暮らせるよう、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護の整備や認知症対応型共同生活介護の整備に努めます。

また、地域の実情に応じた基盤整備や事業者の参入促進を図り、施設への入所待機者の減少に努めます。

### 1 介護サービス基盤の整備・充実

以下の目標の下、介護サービス基盤の整備・充実を図ります。

#### ○介護サービス基盤整備の目標

| 区分          | 施設                    | 整備数            |
|-------------|-----------------------|----------------|
| 令和7年度<br>整備 | 地域密着型介護老人福祉施設         | 1施設 定員29人      |
|             | 定期巡回・随時対応型訪問介護看護      | 1施設            |
|             | 看護小規模多機能型居宅介護         | 1施設 定員29人      |
| 令和8年度<br>整備 | 認知症対応型共同生活介護(グループホーム) | 1施設 3ユニット(27人) |
|             | 小規模多機能型居宅介護           | 1施設 定員29人      |

#### ○介護保険施設等整備状況

| 区分                        | 第8期計画<br>(見込み) |            | 第9期計画<br>整備目標数 |            | 第9期末見込      |            |
|---------------------------|----------------|------------|----------------|------------|-------------|------------|
|                           | 施設数<br>(か所)    | 定員数<br>(人) | 施設数<br>(か所)    | 定員数<br>(人) | 施設数<br>(か所) | 定員数<br>(人) |
| 介護老人福祉施設                  | 17             | 962        | 1              | 29         | 18          | 991        |
| うち地域密着型                   | 4              | 116        | 1              | 29         | 5           | 145        |
| 介護老人保健施設                  | 7              | 760        | -              | -          | 7           | 760        |
| 認知症対応型共同生活介護<br>(グループホーム) | 27             | 423        | 1              | 27         | 28          | 450        |
| 小規模多機能型居宅介護               | 9              | 261        | 1              | 29         | 10          | 290        |
| 看護小規模多機能型居宅介護             | 2              | 58         | 1              | 29         | 3           | 87         |
| 定期巡回・随時対応型<br>訪問介護看護      | 1              | -          | 1              | -          | 2           | -          |



## 第2節 介護サービス事業所等の人材の確保・人材育成

高齢化の進展により、今後も介護サービスの需要が多くなることが考えられますが、必要とされる介護サービスを提供するためには、介護人材の確保が重要となっています。

介護サービス事業所等では、介護人材の確保・定着が最重要課題として挙げられており、その解決策として介護職のイメージアップや処遇改善が必要とされています。

今後も、県や関係機関と連携し、より若い年代や元気な高齢者を対象とした介護や福祉のイメージアップを図るとともに、介護現場における介護ロボット及びICTの活用並びに外国人介護人材の採用を進めていきます。

また、介護職員の研修会や事業所と課題についての検討を行い、質の高いサービスを提供できるよう努めます。

### 1 介護・福祉の啓発

#### (1) イベントへの支援

介護サービス事業所が主催する、介護人材確保対策及び地域住民への介護や福祉に関する意識の啓発を図ることを目的としたイベントに対し、介護サービス事業所と連携し今後も、継続して支援します。

#### (2) 情報の発信

介護に関する情報をあらゆる手法と機会を捉えて発信し、介護の仕事の魅力向上を図り、介護人材の確保につながるよう次の啓発事業を展開します。

| No | 啓発事業概要                 |
|----|------------------------|
| 1  | 介護に関する重点啓発日及び月間を周知します。 |
| 2  | 教育関係を通じて介護に関する啓発を行います。 |

### 2 介護職員研修の実施

介護職員の職場定着及び質の高いサービスを提供できる人材の育成を図るため、介護サービス事業所に勤務する職員向けの研修会を開催します。

実践的内容で参加しやすい場所と時間での実施とするため、出前講座の形式で行うなど、今後も多くの職員が参加できるよう事業を実施します。

### 3 奨学金返還支援事業

本市が目指す次世代型地域包括ケアシステムの推進に必要な、医療・福祉・介護分野の専門職の人材確保と定住促進を図るため、奨学金の返還に対する支援を行っています。

### 4 介護サービス事業所との意見交換会の開催

介護人材確保の現状や課題等について、介護サービス事業所と意見交換や情報共有を図りながら、効果的な人材確保及び人材育成策を検討します。

今後も、継続的に開催し、介護人材確保・定着に向けた施策の展開につなげます。

### 5 ハローワーク石巻との連携

ハローワークが行っている介護職の求人情報、面談会、施設見学会等のチラシやパンフレット等を介護福祉課の窓口に設置するとともに、ハローワークと合同で就職面談会を開催するなど、連携を強化し、人材確保に向けた事業等を実施します。

### 6 国への要望

介護サービス事業所が、質の高い人材を安定的に確保できるよう、適切な水準の介護報酬の設定を含めた介護職員の処遇改善や労働環境整備について、宮城県市長会や宮城県市議会議長会を通じて国に対し要望します。

### 7 県や関係機関との連携

介護サービス事業所等における人材不足の解消や外国人介護人材の活用・活躍を促進していくため、介護サービス事業所等を対象に外国人の受入等に関する普及啓発を行います。

介護労働現場の業務改善として、介護ロボット、ICT(情報通信技術)導入による労働負荷の軽減や職場環境の改善に向けた普及啓発に関する情報を提供します。

## 第3節 介護サービスの質の向上

要支援・要介護認定者、認知症高齢者、一人暮らし高齢者等が増えている中、サービス需要も増加しており、個々の状態や生活環境により、様々なニーズにあった質の高いサービス提供が重要となっています。

高齢者やその家族が適切なサービスを自ら選択し、利用できるよう、介護サービスについての情報を提供するとともに、サービス事業所に対して指導・助言などを行っています。

今後も、パンフレットや市のホームページなどで介護サービスの情報提供を行うとともに、介護給付適正化の取組を進め、介護サービスの質の向上を図ります。

### 1 制度の周知徹底

高齢者やその家族へ介護保険制度の改正における変更点や保険料等の情報を分かりやすく伝えるため、市報、ホームページ、パンフレット等により広報体制を充実するとともに、市の職員による出前講座や各種講演会を実施するなど、介護保険制度や各種保健福祉サービスについての情報の周知徹底を図っています。

引き続き、高齢者やその家族だけでなく、市民全体に分かりやすい制度の周知に努めます。

### 2 苦情処理

利用者やその家族からの苦情対応については、利用者の意思及び人格を尊重するとともに、プライバシーの保護にも十分配慮し、宮城県や宮城県国民健康保険団体連合会等との連携の中で、関係法令に基づいた迅速かつ適切な対応に努めます。

### 3 介護支援専門員(ケアマネジャー)の資質向上

要介護者等に、その人にふさわしい適切な介護サービス、保健医療サービス、インフォーマルサービス等を総合的に提供することが、これまでも増して求められるようになってきており、介護支援専門員の資質やケアマネジメントの質を向上させることが重要になってきています。

このため、地域包括支援センターを中心とした情報提供及び支援困難ケースへの対応等の支援体制強化や、「高齢者精神疾患研修会」、「対人援助研修会」、「口腔関連関係者研修会」、「ゲートキーパー研修会」等の研修を実施するとともに、「けあまねさんのための社会資源ガイド」を作成してインフォーマルサービス活用の支援を推進しています。

今後も、要介護者等が可能な限り住み慣れた地域で自立した生活を送るため、多様なサービスを取り入れたケアマネジメントができるよう、介護支援専門員の資質の向上に努めます。

## 4 介護サービス事業者の指導・監督

地域密着型サービス事業所、居宅介護支援事業所等に対し指導を行うことにより、介護サービス事業者の適切な運営とサービスの質の確保を図ります。

また、指定基準違反や不正請求が疑われる事業所には、公正かつ適切な措置をとることを目的に監査を実施します。

## 5 災害に対する備え

介護サービス事業所等と連携し、定期的な指導等を通して、介護サービス事業所等の立地条件を勘案した上で予想される非常災害の種類(火災、地震、津波、土砂災害、風水害、原子力災害等)ごとに策定することが義務付けられている具体的な計画(非常災害対策計画)を点検するとともに、避難訓練の実施や防災啓発活動、想定されているリスクや、食料等の物資の備蓄・調達状況の確認を行い、さらには、災害の種類ごとに避難に要する時間や避難経路の確認を促します。

また、水防法等の一部を改正する法律が平成29年に施行され、市町村の地域防災計画に記載される「洪水や土砂災害のリスクが高い区域に位置する要配慮者利用施設」の管理者等に対して、洪水や土砂災害を想定した避難確保計画の作成及び訓練の実施が義務化されたことから、該当する介護サービス事業所等への周知・指導を行うとともに、本市防災担当課へのつなぎを行います。

加えて、原子力災害に関して、本市のほぼ全域が女川原子力発電所から概ね半径30km圏内に位置していることから、市内に所在する介護保険施設等の管理者に対して、宮城県地域防災計画〔原子力災害対策編〕において義務付けられている避難計画の作成等に係る周知・指導を行うとともに、本市防災担当課へのつなぎを行います。

## 6 感染症に対する備え

介護サービス事業所等と連携し、定期的な指導等を通して、介護サービス事業所等が感染症発生時においてもサービスを継続するための備えが講じられているかを確認するとともに、介護サービス事業所等の職員が感染症に対する理解や知見を有した上で業務に当たることができるよう、感染症発生時の介護の対応訓練の実施や感染症に対する研修の実施について促します。

## 7 地域密着型サービス運営推進会議の運営支援

地域密着型サービスが生活圏域内で質の高いサービス提供を継続できるよう、市の職員や地域包括支援センターの職員、利用者家族や地域住民の代表者等により構成される運営推進会議の効果的、効率的な運営を支援します。

## 8 情報開示とサービス評価体制の充実

利用者が介護サービス事業者を適切に選択できるよう、介護サービス事業者と連携し、県の「介護サービス情報公表システム」を活用するとともに、市のホームページや窓口において、介護サービス事業者の情報提供等を行っています。

また、本計画の進行管理・点検・評価について関係機関、団体や地域住民等が参画し意見を反映できるように、介護保険運営審議会、地域密着型サービス運営委員会を開催し、協議を行います。

## 9 事業者間の連携の支援

事業者連絡会議や研修会等において情報の共有を図り、事業者間の連携強化を支援することにより、質の高いサービスを効率的に提供します。

## 10 適正化事業の推進

### (1) 要介護認定調査結果の点検

認定申請があった際に実施する要介護認定調査の結果に対し、全調査項目の内容を入念に点検します。チェック項目や記載内容に不備や誤り等がある場合は、当該調査員に直接確認の上、必要に応じて修正や指導を行います。

### (2) ケアプランの点検、福祉用具購入及び貸与・住宅改修の点検

利用者の状況を把握した適切なアセスメントを実施した上で、適切なケアプランが作成されているか点検を行い、ケアマネジメントの適正化を進めます。

### (3) 医療情報との突合

医療給付と介護給付状況の突合や被保険者ごとの介護給付状況確認から、誤った請求や重複請求等を調査し、過誤調整等を行います。

## 11 離島介護対策事業

「石巻市離島介護対策事業実施要綱」に基づき、田代島地区及び網地島地区の市民に介護サービスを実施した介護サービス事業者に対し、必要な船賃等を補助金として交付しています。

今後も、離島においても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう事業を継続します。